

令和4年度魚沼市奨学生追加募集要項

1 趣 旨

この要項は、保護者や学生本人の収入が減少するなど、経済的理由により学業に支障をきたしている学生を支援するため、魚沼市奨学基金条例及び魚沼市奨学金貸与規則に基づき、必要な事項を定めるものである。

2 申込資格

- (1) 魚沼市に1年以上前から住所を有する保護者の子どもとし、次の各号の国内の学校等に在学している方。
 - ① 大学、短期大学（学校教育法に定めるもの。）
 - ② 専修学校専門課程（学校教育法に定める、修業年数2年以上の学校に限る。）
 - ③ 高等学校、中等教育学校（後期）、高等専門学校（以下「高等学校等」という。）
 - ④ その他、市長が認める学校等
- (2) 本人（奨学生）と生計を一にする世帯員の1年間の認定所得金額が、別表1の収入基準額以下であること。

3 奨学金の貸与月額及び利息

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 大学、短期大学、専修学校 | 50,000円（無利息） |
| (2) 高等学校等 | 20,000円（ 〃 ） |

4 貸与期間

令和4年4月分から、在学している学校等の最短修業年限の終期までとする。

5 提出する書類

- (1) 奨学金貸与申請書
- (2) 住民票謄本（世帯員全員が記載されているもの。本籍表示不要、続柄は記載のこと。）
- (3) 魚沼市が交付する令和4年度の所得額等証明書（本人と生計を一にする世帯員のうち証明を得られる全員のもの）

※保護者が単身赴任等で魚沼市の証明が得られない場合は、別にその保護者の所得を証明する書類（確定申告書や源泉徴収票の写し）が必要になります。

※別紙1「所得額等証明書」に必要事項を記入の上、申請してください。1通分の手数料で同じ世帯のうち収入がある全員について証明を受けることができます。

- (4) 在学証明書
- (5) 控除額算出表（該当のある場合）

※ (2) (3)は、本庁舎1階（市民課及び税務課）、北部事務所又は北部事務所入広瀬分室の窓口で発行します。それぞれ発行手数料と本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

※ 申請書類提出後、審査において必要があるときは、別途確認書類等の提出をお願いする場合があります。

6 申込期間

令和4年8月1日（月）から令和4年10月31日（月）まで

7 提出先

魚沼市教育委員会事務局 学校教育課（本庁舎3階）に提出してください。

8 貸与決定

貸与決定者には、貸与決定通知を送付しますので、下記「9」の借用証書等を提出してください。

9 借用証書の提出と連帯保証人

奨学金貸与を受ける際に、本人及び連帯保証人2人と連署のうえ、「奨学金借用証書」を提出していただきます。連帯保証人は実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

連帯保証人のうち1人は保護者とし、他の1人は、原則として魚沼市内に住所を有し、連帯保証人である保護者と世帯を別にし、独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有する65歳未満の方とします。（申請書への記入は必要ありません。）

必要な書類については、貸与決定通知時に提出のお知らせを同封します。

10 奨学金の貸与時期

初回は、4月から初回支給月までの奨学金を振り込みます。翌月以降は、毎月25日に振り込みます。翌年度以降は、毎年4月分は5月分とあわせて5月25日に貸与します。（金融機関の休日にあたる場合は、直前の営業日）

11 奨学金の返還について

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

返還は貸与終了年の12月から開始されます。返還方法は「年賦（12月返還）」と「半年賦（6月と12月返還）」があり、貸与終了後、いずれかを選択します。

返還年数は10年間とします。

ただし、途中退学した場合は、原則として直ちに一括で返還していただきます。

* 返還参考例 *

■ 4年制大学で4年間貸与を受ける方の場合

※返還年数10年

貸与月額	50,000円	貸与総額	2,400,000円	半年賦 6・12月	120,000円/1回（返還回数20回）
				年賦 12月	240,000円/1回（返還回数10回）

■ 高等学校等で3年間貸与を受ける方の場合

※返還年数10年

貸与月額	20,000円	貸与総額	720,000円	半年賦 6・12月	36,000円/1回（返還回数20回）
				年賦 12月	72,000円/1回（返還回数10回）

認定所得金額は、提出いただく書類をもとに教育委員会事務局で算定します

奨学生申込資格に関する所得基準

- 1 奨学生募集要項に定める申込資格のうち所得に関しては、本人と生計を一にする世帯員の1年間の認定所得金額が別表1の収入基準額以下であることが必要です。

別表1 収入基準額

区 分		収入基準額
世帯 人員	2人	282 万円
	3人	328 万円
	4人	355 万円
	5人	382 万円
	6人	402 万円
	7人	422 万円
	8人	442 万円

(備考)

世帯人員が8人を超える場合は、
1人増すごとに20万円を世帯人員
8人の収入基準額に加算する。

- 2 前項の認定所得金額とは、本人と生計を一にする世帯員の1年間の総収入金額を次の(ア)、(イ)により計算した所得金額(A)から、別表2の特別控除額(B)を控除した金額をいう。

所得金額 (A)

- (ア) 給与所得の場合

年間総収入金額	給与所得金額
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	収入金額－486万円

(注) 万円未満は切り捨て。

(注) 年間総収入金額は魚沼市が交付する「所得証明書(世帯分)」に記載の給与収入額とする。

- (イ) 給与所得以外の場合

営業等所得、農業所得、雑所得(公的年金等)については、「所得証明書(世帯分)」に記載の所得金額とする。

別表2

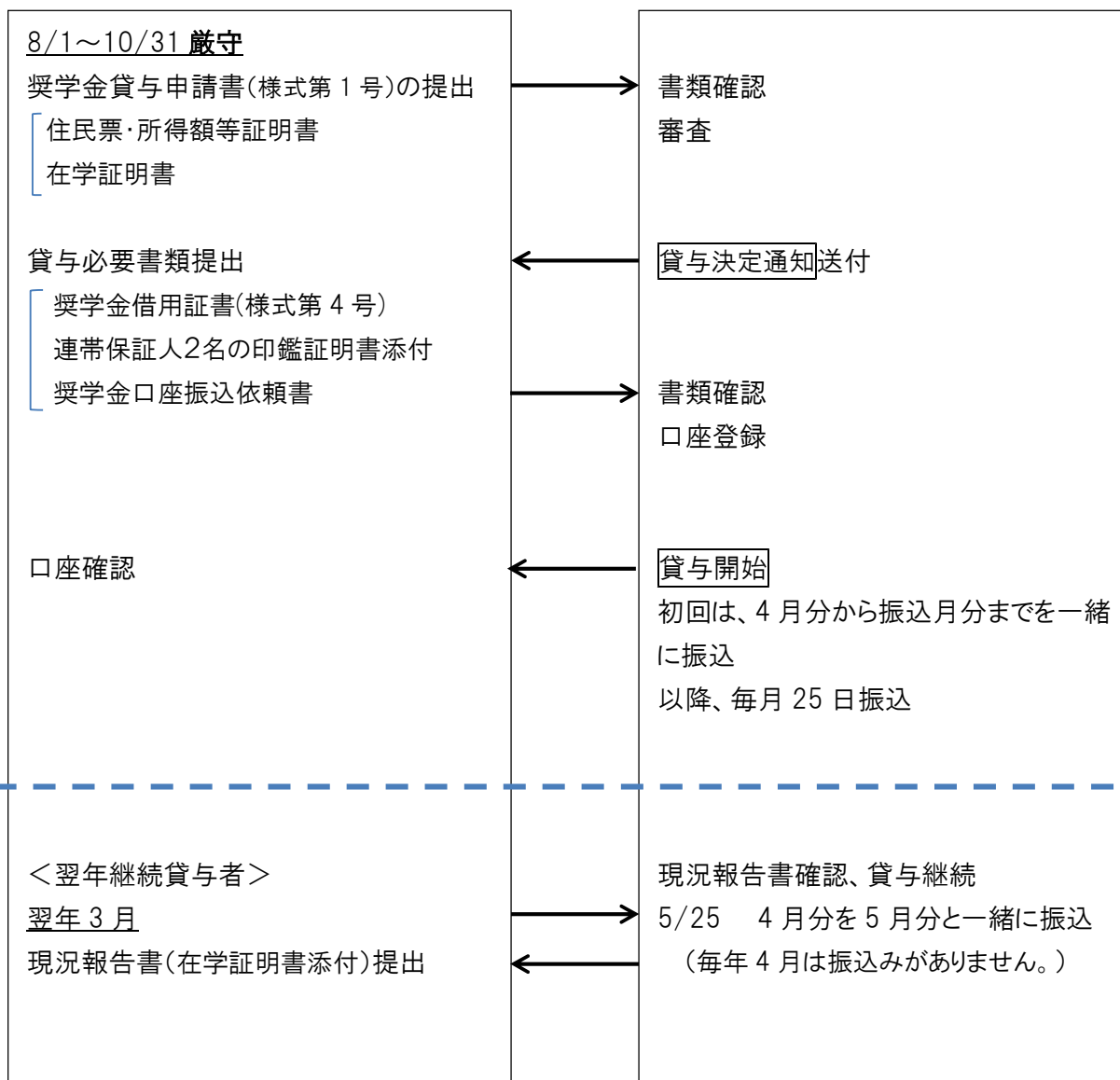
特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額 (B)			
(a) 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子家庭である こと。	49万円			
	(2) 就学者のいる世帯で あること。 (児童・生徒・学生1人につき) ※申込者本人を除く	小学校	8万円		
		中学校	16万円		
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	28万円	47万円	
		高等専門学校	36万円	55万円	
		大 学	国・公立	59万円	102万円
			私 立	101万円	144万円
		専修学校	国・公立	22万円	62万円
	私 立		72万円	112万円	
(3) 障害者のいる世帯で あること。	障害者1人につき 86万円 (障害者手帳の写しなどの証明書類必要)				
(b) 本と 人す をる 対控 象除	本人がすでに在学中である こと。	本表「(a)世帯を対象とする控除」の(2)欄で、該当する学校及び通学区分に記載されている金額			

- 備考
- (a)欄の「(2)就学者のいる世帯であること」の控除は、申込者本人を除く世帯員を対象とする控除である。該当する場合は控除額算出表を提出すること。
 - (b)欄は、申込者本人のみを対象とした控除である。
 - 該当する特別な事情が2以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。

申請者

教育委員会事務局



提出・問合せ先

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地 (本庁舎3階)

魚沼市教育委員会事務局 学校教育課

担当：渡辺 電話：025-793-7452

Mail：gakkokyoiku@city.uonuma.lg.jp